

知的財産権判例ニュース

生田哲郎◎弁護士・弁理士／寺島英輔◎弁護士

公開法廷で陳述前の別件訴状を著作者たる本件原告の同意なくブログで公開した行為が公衆送信権および公表権の侵害になるとした事例

[東京地方裁判所 令和3年7月16日判決 令和3年(ワ)第4491号]

1. 事件の概要

本件は、本件とは別件の名誉毀損訴訟（以下、別件訴訟）の原告訴訟代理人を務める弁護士が、自ら起案した訴状（以下、別件訴状）を別件訴訟の第1回口頭弁論期日での陳述前に無断で公表されたと主張し、被告に対し、別件訴状の著作者たる原告の著作権（公衆送信権）および著作者人格権（公表権）を侵害したとして慰謝料を請求した事案です。民事訴訟の手続き上、通常ならいずれ公開される別件訴状について、公開法廷で陳述される前に著作者たる本訴原告の同意なく被告がブログで公表した行為が、著作権等侵害になるか否かが争われました。著作権と裁判の公開原則との関係が問題となった珍しい事案として紹介します。

2. 事実関係

(1) 原告は、別件訴訟の原告訴訟代理人を務める弁護士です。別件訴訟とは、「B」名義で作家等の活動を行っているCが、令和2年8月11日、本件の被告ほか3人を被告として、被告らのツイッターでの投稿およびニュースサイトの運営者による同投稿の転載等により名誉が毀損され、精神的苦痛を

被った旨主張して提起したものです。

本件および別件訴訟の被告は、恋愛や就職活動に関し、「A」名義で書籍の執筆やインターネットでの情報発信を行う人物です。

(2) 被告は令和2年9月24日、原告に無断で、自らのブログ「Aのぐだぐだ」内の記事（以下、本件ブログ記事）において、別件訴状のデータファイル（ただし、被告の氏名や被告以外の別件訴訟の被告に関する部分をマスキングしたもの）へのリンクを張る方法で、別件訴状の内容を公表しました。

本件ブログ記事には、別件訴状を受領したことや被告の認識する別件訴訟に至る経緯の記載のほか「A側の見解」として、「改めて訴状をいただいたことは大変遺憾です」「仮にBさんの感情を害するものがあっても受忍限度内であると考えます」「『デマを意図的に拡散した』かのごとく記載されたことについては、業界の大御所であるBさんからパワハラを受けたと感じています」などと記載されていました。

(3) 別件訴状は、令和2年12月15日、別件訴訟の第1回口頭弁論期日（公開法廷で開催される裁判期日）において陳述されました。

3. 争点

(1) 一般に、訴訟には裁判の公開の原則（憲法82条）が適用され、民事訴訟においては原則として何人も訴訟記録を閲覧できるとされています（民訴法91条1項）。誰でも訴訟記録である別件訴状を閲覧可能であることを理由に、別件訴状は著作物といえども、公表権等の著作権法（以下、条名を示すときは法律名を省略）の保護を与える必要がないといえるか否かが問題とされました（争点①）。

(2) また、公開の法廷において未陳述の訴状（またはその内容）は、一定の条件の下に自由利用が認められるか否か、すなわち②「裁判手続……における公開の陳述」（40条1項）、③「時事の事件を報道する場合」における「当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ……る著作物」（41条）の適用等の可否が争点となりました（争点②、争点③）。

(3) その他の争点は、④公開の法廷で陳述するために作成された別件訴状の公表について、原告が黙示に同意していたといえるか否か、⑤著作権侵害行為による原告の損害の有無および額です（争点④、争点⑤）。

4. 裁判所の判断

(1) 裁判所は争点①について、「別件訴状を複製して作成したデータをアップロードし、本件ブログ記事に同データへのリンクを張った被告の行為は、別件訴状について、公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信をするものであり(著作権法2条1項7号の2)、未公表の別件訴状を公衆に提示(同法4条)するものであるから、別件訴状に係る原告の著作権(公衆送信権)及び著作者人格権(公表権)侵害を構成する。

被告は、裁判の公開の原則(憲法82条)や訴訟記録の閲覧等制限手続(民訴法92条)があることを理由として、訴状を非公表とすることに対する原告の期待を保護する必要性は低いと主張するが、裁判の公開の原則や閲覧等制限手続が存在することは、被告の行為が著作権(公衆送信権)及び著作者人格権(公表権)侵害を構成するとの上記結論を左右しない」とし、被告の行為が著作権侵害を構成すると認定しました。

(2) 裁判所は争点②について、「40条1項は、『裁判手続(….)における公開の陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。』と規定しており、自由に利用することができるのは裁判手続における『公開の陳述』であるから、未陳述の訴状について同項は適用されない。

これに対し、被告は、訴状が裁判手続での陳述を前提に作成されるものであることなどを理由として、未陳述の訴状についても、同項が類推適用又は準用されると主張するが、裁判手続にお

ける公開の陳述については、裁判の公開の要請を実質的に担保するためにその自由利用を認めることにしたものと解すべきであり、かかる趣旨に照らすと、公開の法廷において陳述されていない訴状についてまでその自由利用を認めるべき理由はない」「被告は、未陳述の訴状を公表した場合であっても、公開の法廷における陳述を経た場合には、その瑕疵が遡及的に治癒されると主張するが、別件訴状が公開の法廷で陳述されることにより、それ以降の自由利用が可能となるとしても、それ以前に行われた侵害行為が遡及的に治癒され、原告の受けた損害が消失すると解すべき理由はない」として、40条1項の類推適用または準用はされない旨判示しました。

(3) 裁判所は争点③について、「41条は、『時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成…(す)る著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、…利用することができる。』と規定する」「本件ブログ記事…の趣旨は、紛争状態にある別件訴訟原告から訴えを提起されたことについて、遺憾の意を表明し、あるいは訴状の内容の不当性を訴えるものであって、公衆に対し、当該訴訟や別件訴状の内容を社会的な意義のある時事の事件として客観的かつ正確に伝えようとするものであると解することはできない」として、別件訴状の公表は「時事の事件を報道する場合」に該当せず、41条は適用されない旨判示しました。

(4) 裁判所は争点④について、「訴状が公開の陳述を予定しているとしても、そのことから、公開の陳述前の公表についての同意が推認されるものではなく、他に、公開の陳述前に別件訴

状を公表することについて原告が同意していたと認めるに足りる証拠はない」と判示し、被告の主張を排斥しました。

(5) 最後に裁判所は、争点⑤について、「公衆送信権の侵害は、財産権の侵害であるから、特段の事情がない限り、その侵害を理由として慰謝料を請求することはできないところ、本件において、同権利の侵害について慰謝料を認めるべき特段の事情があるとは認められない」「公表権侵害による慰謝料請求に関し、……原告は、別件訴状の公表により、別件訴状の陳述以前の段階から、別件訴状を閲覧した者から『訴状理由が酷すぎてわろた』……などの批判等を受けるなどして、精神的苦痛を受けたものと認められる。他方、別件訴訟は原告が訴訟代理人として自ら提起したものであり、訴状はその性質上公開の法廷における陳述を前提とする書面であること、別件訴訟の公表から別件訴状の陳述までの期間は3か月程度にとどまること、原告は別件訴状について閲覧等制限などの手続を行っていないことを含め、本件に現れた一切の事情を考慮すると、別件訴状の公表権侵害に対する慰謝料は2万円と認めるのが相当である」とし、慰謝料請求を2万円の限度で認めました。

5. 考察

(1) 著作権法は、著作者は公表権等の著作者人格権と複製権等の著作権を享有する旨規定し(17条1項)、また著作権の制限規定(30～49条)は「著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない」(50条)として、著作者人格権の保護を図っています。

そして、民事訴訟で当事者が提出す

る訴状等は、言語の著作物（10条1項1号）に該当しますので、原告は別件訴状について著作権を有しています。本件では、別件訴状の送達を受けた被告が公開の法廷で原告が陳述するより前に、原告に無断で本件ブログ記事において公表したことが、原告の著作権（公衆送信権）および著作者人格権（公表権）の侵害に当たると判断されました。（2）訴状等は、公開の法廷で陳述されることをもって、「口述……の方法で公衆に提示された」として、公表されたものと扱われます（4条1項）。したがって、別件訴状が公開の法廷で陳述されて「裁判手続……における公開の陳述」（40条1項）となる前の段階で、原告の許諾なくブログ等を通じて別件訴状を公開する行為は、条文上は公衆送信権（23条1項）および公表権（18条1項）を侵害する行為に該当することになります。もっとも、訴状は、訴えを取り下げる（民訴法261条1項）などの例外的な場合を除き、公開法廷で開催される第1回口頭弁論期日で陳述されます。また前記のとおり、裁判の公開原則や、訴状を含む訴訟記録は誰でも閲覧できるという規則もあります。プライバシーや営業秘密に関する記載がある場合でも、当事者は当該記載部分に限り第三者による閲覧等制限の申立てができるにすぎません（民訴法92条1項）。

このように民事訴訟の訴状は、元々公開を予定して裁判所に提出される著作物ですので、仮に公開の法廷で陳述するより前に著作者の許諾なく公表したとしても、権利侵害や違法性はない、というのが被告の主張です。

これに対し裁判所は、条文に忠実に、被告の行為は著作権および著作者人格権の侵害を構成する旨判示しました。（3）もっとも、公開の法廷で陳述される前の訴状（の内容）が「公開の陳述」（40条1項）に準ずるものとされれば、「いずれの方法によるかを問わず」利用できることになります。これに対し裁判所は、裁判の公開原則を担保するための40条1項の規定は公開審理の場で行われた陳述に限って適用すれば足りるとして、公開審理の場で陳述していない訴状について、同項の準用や類推適用等を否定しました。

また、本件ブログ記事での別件訴状の公表が「時事の事件を報道する場合」（41条）に該当すれば、一定の範囲で利用可能です。この点、「時事の事件を報道する場合」とは、本判決が示すように「社会的な意義のある時事の事件として客観的かつ正確に伝えようとする場合」を指します。本件のように、訴訟当事者である被告自らが、訴えられたことに遺憾の意を表する場合や別件訴状の内容の不当性を訴える場合は、類型的に記事の内容の客観性や正確性に疑問が残りますので、裁判所が同条の適用を否定したことは妥当と思われる。結論として裁判所は、憲法および民訴法の制度上公開される訴状であっても、公開法廷で陳述する前にこれをブログで公表する行為は著作権

法違反に当たると判断しました。

（4）50条の規定に従えば、著作権の制限規定（40条1項、41条）に基づく被告の抗弁にかかわらず、著作者人格権たる公表権を侵害するとの結論には影響しないはずですが、裁判所は被告の抗弁を判断したうえで公表権侵害を認定しました。被告の抗弁は排斥されていますが、50条の規定の不備を指摘する学説もあるなか、仮に本件で裁判所が被告の抗弁を認める判断をした場合に公表権侵害の結論に影響しないとされるか否かは、興味深い問題です。（5）本件で認定された慰謝料額は2万円と低額ですが、公表権侵害について刑事罰も規定されている（119条2項1項）ことに鑑みれば、侵害行為と認めたこと自体に大きなインパクトがあります。

被告のように一定の知名度がある人物が、自分宛に届いた訴状の内容をブログやSNS等不特定多数の目に容易に触れる媒体を通じて私的に公表する行為は、大きな影響力を持ちます。したがって、訴状の公表が予定される第1回口頭弁論期日より前に、インターネットを通じて訴状等を私的に公表する行為に対し、違法性がないとのお墨付きを裁判所が与えることは、訴訟手続き上の行為規範として不相当と判断したものではないかと推測されます。著作権と裁判の公開原則の関係について考えさせられた興味深い事案です。

いくたてつお

東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、米国の法律事務所に勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

てらしま えいすけ

東京大学経済学部経済学科、同経営学科卒業。知的財産法務以外にも、多数の一般民事事件、刑事事件における豊富な経験・実績を有する。交渉・訴訟対応全般を得意とする。AI・機械学習分野における法務も取り扱う。統計検定（1級・統計数理、準1級）取得。